

第2次
阿久根市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



令和3年3月
阿久根市

目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
(6) エネルギー使用量の把握方法及び算定方法	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガスの総排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	4
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	5
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	
(2) 組織	
(3) 見直しに向けた PDCA	
(4) 進捗状況の公表	
7. 参考資料	11
(1) 阿久根市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置規程	
(2) 対象組織・施設等一覧	
(3) かんたん算定シートの様式（例）	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による水害等の被害、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

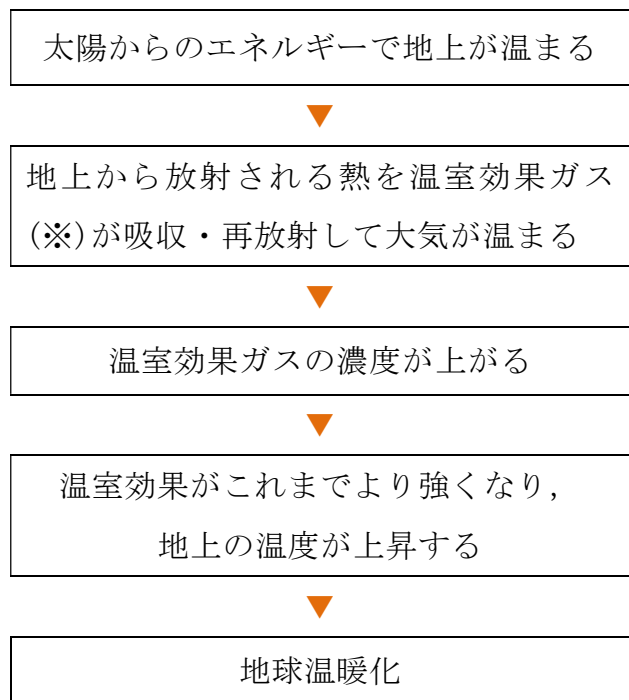
そのほか、2015年に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）においても、17の目標の一つに地球温暖化対策（目標13「気候変動に具体的な対策を」）として、地球温暖化が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減する持続可能な社会実現のための目標が掲げられています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

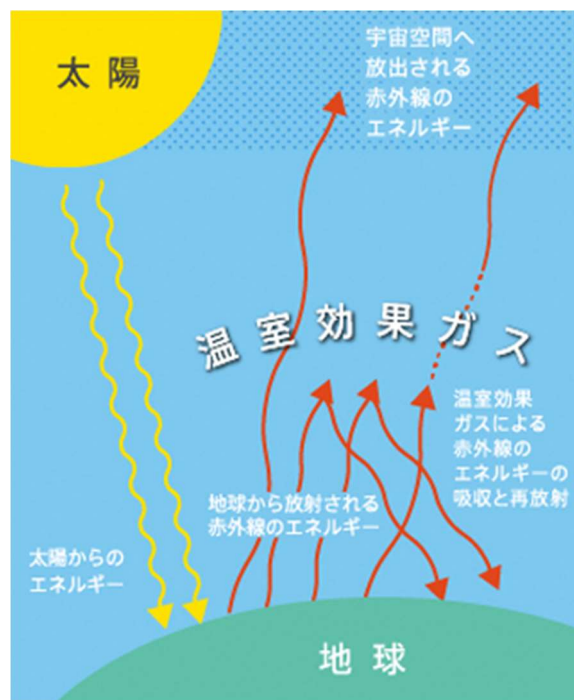
（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

地球温暖化のメカニズム



出典：環境省



※ 主な温室効果ガスの種類として、二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，代替フロン等があります。

2. 基本的事項

(1) 目的

阿久根市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「阿久根市事務事業編」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、阿久根市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

阿久根市事務事業編の対象範囲は、阿久根市の全ての事務・事業とします。

なお、外部に請負、委託等する事業や施設については計画の対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制の要請をすることとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本市は下水処理施設や麻酔剤(笑気ガス)を使用する大規模病院等の運営に係る事業を実施していないため、メタン(CH₄)や一酸化二窒素(N₂O)等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、当分の間、

排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

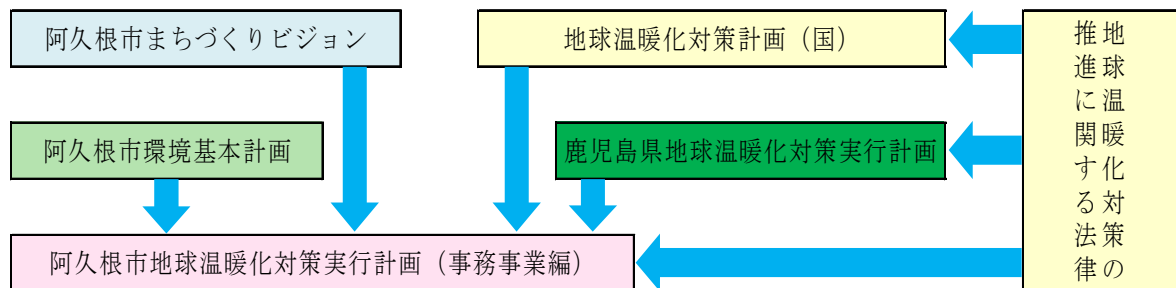
阿久根市事務事業編の基準年度は2014（平成26）年度とし、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とします。

また、計画開始から5年後の2025（令和7）年度に改定要否の検討を行い、必要がある場合には改定を行います。

項目	年度										
	2014	…	2021	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し			目標年度	
計画期間			→								

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

阿久根市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び阿久根市まちづくりビジョンに即して策定します。



(6) エネルギー使用量の把握方法及び算定方法

エネルギーの種類ごとに、使用量の実績値を購入記録（請求書等）により集計して把握することを基本とします。購入記録を基に「かんたん算定シート」又はこれに準じた様式にて実行計画担当者（庶務担当者、施設管理担当者等。8ページ参照）が事務局（市民環境課）に報告します。

主なエネルギーの種類		
・電気	・灯油	・液化石油ガス（LPG）
・ガソリン	・軽油	・液化天然ガス（LNG）
・重油	・都市ガス、プロパンガス	
CO ₂ 排出量の算定方法		
CO ₂ 排出量＝活動量の合計×排出係数（※）		
※排出係数は、エネルギーの種類別に定められており、最新の値を使用します。		

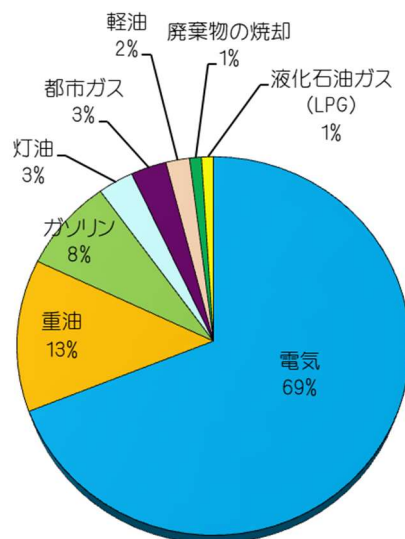
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量

阿久根市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2014（平成26）年度において、1,591t-CO₂となっています。

エネルギー種別では電気が全体の69%を占め、次いで重油13%、ガソリン8%と続いた排出割合となっていることから、これらの抑制等に重点的に取り組むことで温室効果ガスの削減につなげる必要があります。

2014年度(基準年度)における
エネルギー種別の排出割合
総排出量：1,591 t-CO₂



4. 温室効果ガスの排出削減目標

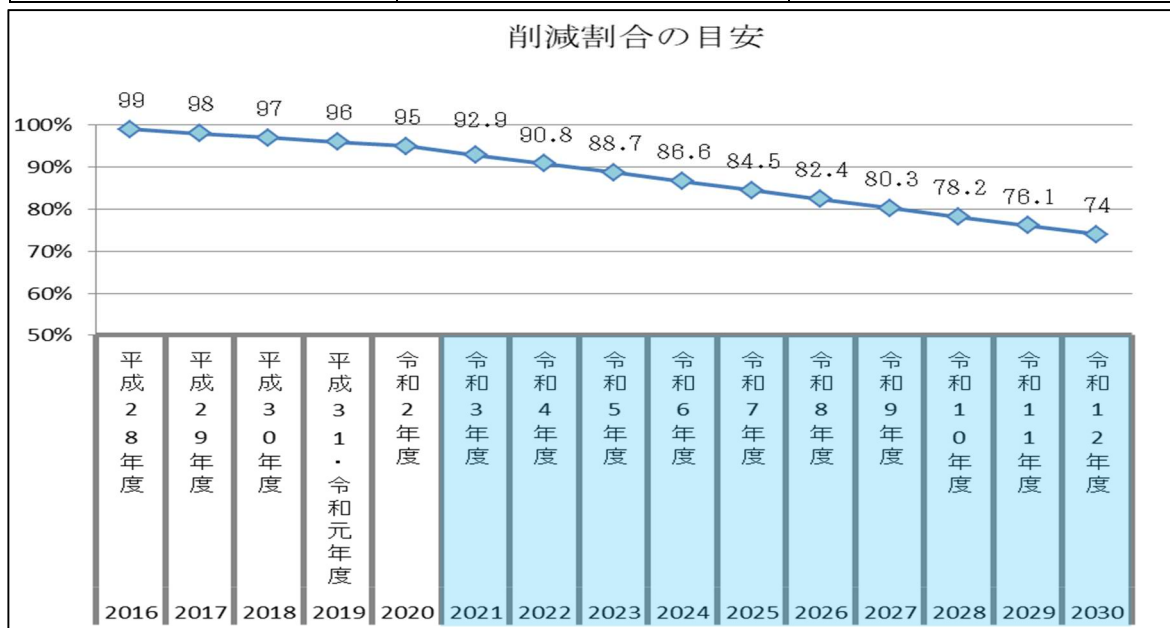
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、阿久根市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度（2030（令和12）年度）に、基準年度（2014（平成26）年度）比で26.0%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2014年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,591 t-CO ₂	1,177 t-CO ₂
削減率	—	26.0%



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

事務・事業における温室効果ガスの排出量を抑制するため、以下の項目について取り組みます。

職員の日常業務，施設・設備等の管理運営上の取組
<ul style="list-style-type: none">➤ 職員共通の取組として，省エネルギー，省資源，廃棄物の減量化等を実施・推進します。➤ 施設・設備の適切な保守点検等の実施，エネルギー使用量削減のための運用の見直しを実施・推進します。
設備更新・改修に向けた取組
<ul style="list-style-type: none">➤ 設備更新・改修に当たっては，各施設の管理標準に基づく更新を基本とし，現状よりエネルギー消費効率の高い機器への更新を推進します。➤ 設備の老朽化等による更新時期を見極め，計画的に設備の改修・更新計画等を立て，その具現化を図ります。➤ 施設の増改築や設備機器の補修改修時には，再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を推進します。
新築の施設への再生可能エネルギー設備等の導入
<ul style="list-style-type: none">➤ 新たな公共施設を建設する場合は，施設の利用状況や立地状況，費用対効果等を考慮しながら，新施設にふさわしい設備の導入を推進します。
公用車に係る取組
<ul style="list-style-type: none">➤ 公用車を更新する際は，電気自動車や，低燃費・低排出ガス認定車の導入を推進します。

(2) 具体的な取組内容

ア 職員共通の取組

温室効果ガスを削減するためには，職員一人一人の更なる環境配慮意識の向上と，日常業務の中での地道な取組が大切です。

【職員共通の取組】

項目		取組内容
省エネルギーの取組	空調	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 冷暖房機器の温度は適正に設定する。 ➤ 自然光や自然風を積極的に取り入れ、冷房時はブラインド等により日射しを調整する。 ➤ 可能な限り、緑のカーテン・遮光ネット等の設置を行う。 ➤ クールビズ・ウォームビズに取り組む。
	事務機器	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 長時間使用しないときはパソコン等の電源を切る。 ➤ 機器等の使用後は節電モードに切り替え、こまめに電源を切る、使用しない機器のコンセントは抜く。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 始業前，昼休み，終業後は不要な照明を消す。 ➤ ノー残業デーを推進し，時間外勤務時は必要な箇所のみを点灯する。
	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エコドライブに努める。 ➤ 可能な範囲で自転車や公共交通機関の利用を検討する。
省資源の取組	用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ペーパーレス会議の推進や資料の簡素化，電子決裁システムの利用を推進する。 ➤ 誤印刷の防止，両面印刷，裏面活用を徹底する。 ➤ 個人情報の記載がない資料等はシュレッダーで裁断せず，リサイクルに回す。 ➤ 庁内への資料配布の際は，使用済みの封筒を再使用する。
	水使用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 茶器の洗浄やトイレ等の使用の際は，常に節水に努める。 ➤ 定期的な点検により漏水を防止する。
	廃棄物・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出するごみの量を意識し，減量化に努める。 ➤ 排出ごみの分別を徹底し，資源化を促進する。 ➤ 再資源化が可能な5cm四方未満のメモ紙については，古封筒等に一時ストックし，リサイクルへ回す。 ➤ ノーレジ袋，マイバック運動を推進する。 ➤ 備品・消耗品等は必要な部署間で再利用する。
	物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 購入する前に必要性を十分考える。 ➤ 事務用品の購入に当たっては，グリーンマーク(※1)やエコマーク(※2)製品等を優先的に選択するなど，グリーン調達・グリーン購入に努める。

※1 グリーンマーク…古紙を再生利用した製品に付されるマーク。

※2 エコマーク…グリーン購入法の基準より生産から廃棄までのサイクル全体を通して環境負荷が少ない製品につけられる環境ラベル。



イ 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際は、省エネルギー設備に更新することが温室効果ガスの排出量削減に最も大きな効果を発揮します。

また、当該設備機器の適切な日常管理、保守点検、運用改善の取組も重要となることから、各施設において主に以下の取組を推進します（下表以外の取組については、各施設の管理標準に基づいて実施。）。

【設備・機器の管理・点検に関する主な取組】※施設管理担当課

項目	取組内容
照明設備	➤ 照明器具の定期的な点検・清掃を実施する。
空調・換気設備	➤ 空調フィルター、換気フィルターの定期的な点検・清掃を実施する。
熱源設備	➤ ボイラー等の定期点検を実施する。
動力設備	➤ 動力伝達部の定期的な点検を実施する。 ➤ 空気系統のエア漏れを補修する。

【設備・機器の運用改善に関する主な取組】※施設管理担当課

項目	取組内容
照明設備	➤ 施設内照明の運転スケジュールの適正化を図る。 ➤ 外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。 ➤ 照明点灯範囲を細分化する。 ➤ LED電球等の省エネルギー照明へ切り替える。
空調・換気設備	➤ 外気取り入れ量の適正化を図る。 ➤ 燃焼設備（ボイラー等）の空気比を改善する。 ➤ 空調の冷温水配管の保温を実施する。
給湯設備	➤ 給湯温度や循環水量の適正化を図る。 ➤ 給湯の温水配管の保温を実施する。

ウ 施設利用者に対する意識啓発

公共施設での温室効果ガスの排出削減を達成するためには、利用者の協力が欠かせません。利用者自らが省エネ活動に取り組むことを促し、エネルギー使用量の削減につなげるため、次の事項を推進します。

【施設利用者への取組】

項目	取組内容
施設利用者への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 館内に省エネに関するポスターを掲示し、特に夏季や冬季は、適正温度の管理への協力を促す。 ➤ 施設利用者が個別に照明・空調等のスイッチを入切できる施設においては、各部屋にポスターを掲示し、適切な使用を呼びかける（可能であれば、適宜、施設管理者が部屋を巡回するなどして使用状況を確認する。）。

エ 職員の意識向上に向けた取組

阿久根市事務事業編を実践する上で、全職員が環境に対する認識を深めることが重要であり、地球温暖化対策のみならず、環境問題全般についての知識の習得に努めます。

項目	取組内容
職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事務局（市民環境課）において庁内研修やインフォメーション等を活用した積極的な情報提供を行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

阿久根市事務事業編の推進については、職員一人一人が実践することとなりますが、各課等において次のような役割を定めて円滑な推進を図ります。

ア 実行計画管理者（各課長等）

各課等において、阿久根市事務事業編の推進を図る管理者を一人置く。管理者は自ら率先して取り組むこととし、職員が取り組みやすい環境づくりを行う。

イ 実行計画推進者（係長等）

阿久根市事務事業編の各項目の推進を図り、職員が円滑に計画を実践できるよう連絡調整を行う推進者を一人置く（係等が複数の場合は、庶務担当係長）。

ウ 実行計画担当者（庶務担当者、施設管理担当者等）

阿久根市事務事業編の各項目の点検やデータ収集、実績値の入力等を行う担当者を各課等に一人置く。

(2) 組織

ア 阿久根市地球温暖化対策実行計画策定委員会

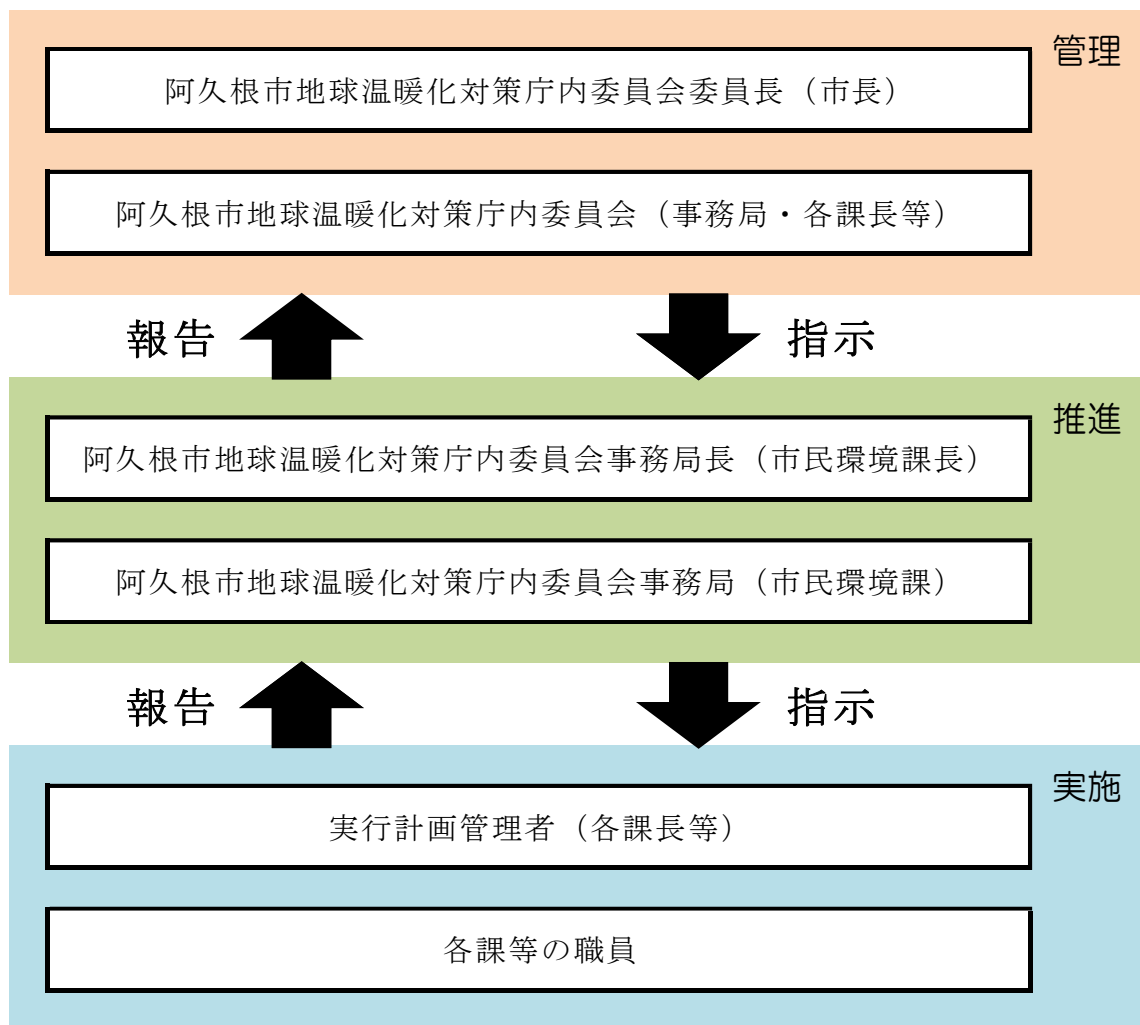
阿久根市事務事業編の推進を図るため、副市長を委員長とする「阿久根市地球温暖化対策実行計画策定委員会」を設け、阿久根市事務事業編の改定・見直しに関する協議等を行います。

イ 阿久根市地球温暖化対策庁内委員会

市長を委員長，副市長を副委員長とし，各課等及び各施設の地球温暖化対策実行計画管理者（各課長等）で構成します。阿久根市事務事業編の推進状況の報告を受け，取組方針の指示を行います。

ウ 阿久根市地球温暖化対策庁内委員会事務局

市民環境課長を事務局長とし，市民環境課職員で構成します。事務局は，庁内委員会の運営全般を行います。また，各課等及び各施設の実行状況を把握するとともに，庁内委員会に報告します。



(3) 見直しに向けた PDCA

阿久根市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

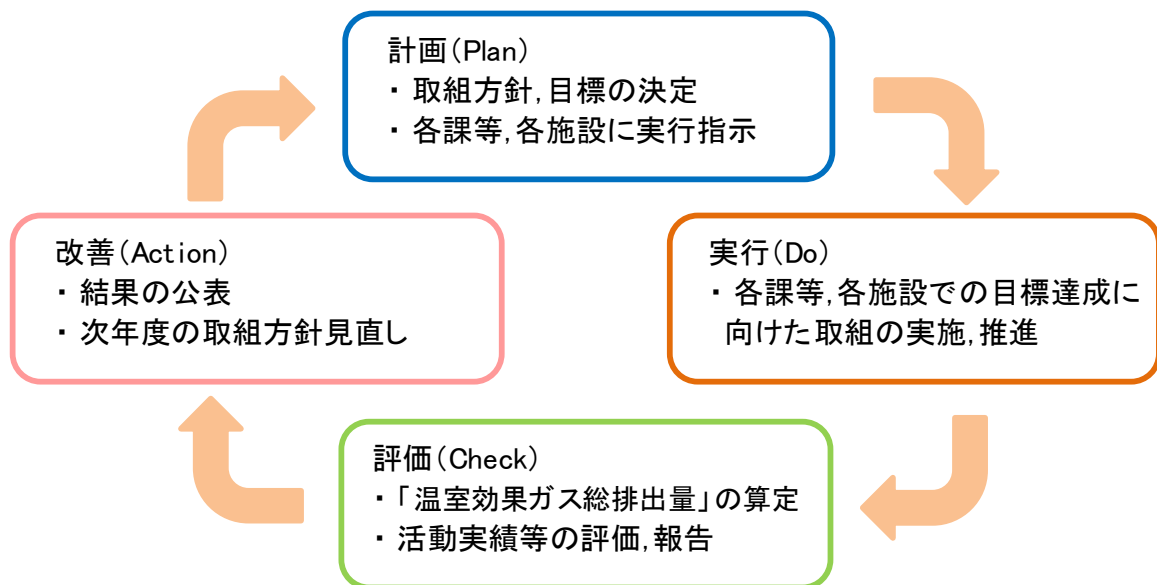
また、阿久根市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

ア 毎年のPDCA

阿久根市事務事業編の進捗状況は、実行計画担当者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

イ 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025（令和7）年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には改定を行います。



(4) 進捗状況の公表

阿久根市事務事業編の進捗状況は、阿久根市のホームページで公表します。

7. 参考資料

(1) 阿久根市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき、阿久根市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、この実行計画に従った事務事業の推進を図るため、阿久根市地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の原案を作成し、市長に報告すること。
- (2) 実行計画の原案の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) 実行計画の啓発及び推進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び特別委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長及び市民環境課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 特別委員は、教育長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順に従い、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(策定プロジェクトチーム)

第6条 委員長は、実行計画の原案を作成するため、地球温暖化対策について、調査、研究その他専門的な作業を行う阿久根市地球温暖化対策実行計画策定プロジェクトチーム（以下「策定プロジェクトチーム」という。）を置くことができる。

- 2 策定プロジェクトチームに関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

(中略)

別表（第3条関係）

財政課長，企画調整課長，税務課長，福祉課長，健康増進課長，介護長寿課長，農政課長，水産林務課長，商工観光課長，都市建設課長，会計課長，大川診療所長，水道課長，議会事務局長，教育委員会教育総務課長，教育委員会学校教育課長，教育委員会生涯学習課長，教育委員会スポーツ推進課長，教育委員会学校給食センター所長，農業委員会事務局長，消防参事

(2) 対象組織・施設等一覧

施設名	所属	住所
市庁舎（公用車含む）	総務課	鶴見町200番地
風テラスあくね（阿久根市民交流センター）	生涯学習課	塩鶴町二丁目2番地
脇本地区公民館 〔三笠支所〕	生涯学習課 〔市民環境課〕	脇本7363番地
大川地区公民館 〔大川出張所〕	生涯学習課 〔市民環境課〕	大川8219番地1
脇本地区公民館隼人分館	生涯学習課	脇本12047番地1
青年の家	生涯学習課	波留6186番地44
総合体育館	スポーツ推進課	赤瀬川2486番地1
総合運動公園	スポーツ推進課	赤瀬川2486番地1
陸上競技場	スポーツ推進課	赤瀬川2486番地1
B&G海洋センター （体育館・プール）	スポーツ推進課	赤瀬川2467番地
栽培漁業センター	水産林務課	西目2470番地
水産振興センター	水産林務課	晴海町3番地
山村開発センター	水産林務課	鶴川内6614番地9
鶴川内地区集会施設	水産林務課	鶴川内5033番地11
憩いの森案内施設	水産林務課	鶴川内3641番地2
農村環境改善センター	農政課	赤瀬川2117番地1
農林業振興センター	農政課	赤瀬川2098番地3
西目地区集会施設	農政課	西目2142番地2
折多地区集会施設	農政課	多田26番地5
学校給食センター	学校給食センター	赤瀬川3127番地8
保健センター 〔中央公民館鶴見分館〕	健康増進課 〔生涯学習課〕	鶴見町166番地
大川診療所	健康増進課	大川8224番地
みなみ保育園	福祉課	西目2086番地
阿久根消防署	阿久根地区消防組合	鶴見町200番地

(3) かんたん算定シートの様式 (例)

2021年度		単位	月別入力												年計 入力	合計	
【調査項目】 緑色・・・各施設に共通する項目 青色・・・施設によっては該当する項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
燃料の使用	一般炭	kg														0.0	
	ガソリン(公用車)	L														0.0	
	ガソリン(公用車以外)	L														0.0	
	ジェット燃料油	L														0.0	
	灯油	L														0.0	
	軽油(公用車)	L														0.0	
	軽油(公用車以外)	L														0.0	
	A重油	L														0.0	
	B重油又はC重油	L														0.0	
	液化石油ガス(LPG)(公用車)	kg														0.0	
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	kg														0.0	
	液化天然ガス(LNG)	kg														0.0	
都市ガス	Nm3														0.0		
他人から供給された 電気の使用	電気事業者(その1)	kWh														0.0	
	電気事業者(その2)	kWh														0.0	
	電気事業者(その3)	kWh														0.0	
	電気事業者(その4)	kWh														0.0	
	電気事業者(その5)	kWh														0.0	
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る。)	t														0.0	
	廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く。)	t														0.0	
	廃棄物を原材料とする固形燃料	t														0.0	
	連続燃焼式焼却施設	t														0.0	
	準連続燃焼式焼却施設	t														0.0	
産業廃棄物の焼却	パッチ燃焼式焼却施設	t														0.0	
	紙くず又は木くず	t														0.0	
	廃油	t														0.0	
	廃プラスチック類	t														0.0	
	汚泥(下水汚泥を含む。)	t														0.0	
ボイラーにおける 燃料の使用	下水汚泥	t														0.0	
	汚泥(下水汚泥を除く。)	t														0.0	
	一般炭	kg														0.0	
ディーゼル機関 における燃料の使用	木材	kg														0.0	
	木炭	kg														0.0	
	B重油又はC重油	L														0.0	
	灯油	L														0.0	
	軽油	L														0.0	
ガス機関またはガソリン 機関における燃料の使用	A重油	L														0.0	
	B重油又はC重油	L														0.0	
家庭用機器 における燃料の使用	液化石油ガス(LPG)	kg														0.0	
	都市ガス	Nm3														0.0	
自動車の走行	ガソリン・LPG	灯油	L													0.0	
		液化石油ガス(LPG)	kg													0.0	
		都市ガス	Nm3													0.0	
	ガソリン	普通・小型乗用車(定員10名以下)	km														0.0
		バス	km														0.0
		軽乗用車	km														0.0
		普通貨物車	km														0.0
		小型貨物車	km														0.0
		軽貨物車	km														0.0
	ディーゼル	普通・小型・軽特種用途車	km														0.0
		普通・小型乗用車(定員10名以下)	km														0.0
		バス	km														0.0
普通貨物車		km														0.0	
小型貨物車		km														0.0	
普通・小型特種用途車		km														0.0	